

錯誤 宅建 H10-07-4 <<#868>>**【問】 正誤をつけよ。**

Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した。AのBに対する売却の意思表示には、それに対応する意思を欠く錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合、Aは、売却の意思表示を取り消すことができるが、Aに重大な過失があったときは、取り消すことができない。

【答え】 正しい**<<ポイント>> 錯誤【宅建★入門】**

- 1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。
 - 一 意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**（表示行為の**錯誤**）
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が**真実に反する錯誤**（**動機の錯誤**）

- 3 **錯誤**が**表意者の重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の**取消し**を**することができない**。
 - 一 相手方が表意者に**錯誤**があることを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の**錯誤**に陥っていたとき。（**共通錯誤**）（民法95条1項、3項）